

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第4条に基づく措置の実施状況

帯広信用金庫

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および金額
[債務者が中小企業者である場合]

法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

(単位: 件・百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	40	574	197	2,883	348	4,563	512	7,673
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数・額	8	386	56	1,909	106	2,944	170	5,149
うち、実行に係る貸付債権の数・額	1	276	32	1,323	80	2,227	121	3,452
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	4	36	8	58	()12	()362
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数・額	7	110	20	549	14	435	30	1,032
うち、取下げに係る貸付債権の数・額	0	0	0	0	4	222	7	301
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数・額	32	187	141	973	242	1,619	342	2,524
うち、実行に係る貸付債権の数・額	19	98	109	664	197	1,282	280	1,967
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	1	25	12	76	()21	()103
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0	0	0	3	4
うち、審査中の貸付債権の数・額	13	88	28	256	28	200	31	353
うち、取下げに係る貸付債権の数・額	0	0	3	26	5	60	10	99

() 信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数・額のうち謝絶に係る貸付債権の数12件・額362百万円には、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日から3カ月経過した貸付債権の数9件・額331百万円が含まれております。

() 信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数・額のうち謝絶に係る貸付債権の数21件・額103百万円には、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日から3カ月経過した貸付債権の数16件・額67百万円が含まれております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第4条に基づく措置の実施状況

帯広信用金庫

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および金額
[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

(単位: 件・百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	1	20	28	797	40	950	72	2,381
うち、実行に係る貸付債権の数・額	0	0	13	514	29	797	48	1,454
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	4	36	6	54	()6	()54
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数・額	0	0	0	0	1	11	1	11
うち、審査中の貸付債権の数・額	1	20	11	247	3	78	14	774
うち、取下げに係る貸付債権の数・額	0	0	0	0	2	20	4	97

() 謝絶に係る貸付債権の数6件・額54百万円には、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日から3カ月経過した貸付債権の数3件・額23百万円が含まれております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第5条に基づく措置の実施状況

帯広信用金庫

(3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および金額
[債務者が住宅資金借入者である場合]

法の施行日（平成21年12月4日）から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

（単位：件・百万円）

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	7	47	30	279	45	408	62	554
うち、実行に係る貸付債権の数・額	0	0	11	85	24	198	35	272
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	4	42	7	60	()9	()101
うち、審査中の貸付債権の数・額	7	47	10	94	6	68	8	84
うち、取下げに係る貸付債権の数・額	0	0	5	56	8	81	10	96

() 謝絶に係る貸付債権の数9件・額101百万円には、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日から3カ月経過した貸付債権の数7件・額81百万円が含まれております。